

見積心得（委託業務用）（随意契約）

見積心得（電子見積用）

（総則）

第1条 北海道が発注する各種契約に係る見積書の徵取を電子的に行う場合の見積書の提出に当たっては、別に定めのあるものほかこの心得を承知してください。

（見積書の提出）

第2条 見積書提出者は、その使用に係る電子計算機に見積金額その他所定の情報をICカード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が発行した電子的な証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）又は商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が発行する電子的な証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第33条の8第2項に規定する電子証明書をいう。）を格納しているカードのうち、北海道の電子入札システムに利用者登録済みのものをいう。以下同じ。）及び当該電子証明書に係るパスワードを用いて入力し、指定された日時までに支出負担行為担当者の使用に係る電子計算機（以下「電子入札システム」という。）に到達するように送信しなければなりません。

2 見積書を紙により提出する見積書提出者は、電子入札の様式による入札書に準じて見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出しなければなりません。

（公正な見積りの確保）

第3条 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積書提出者は、見積書を提出するに当たっては、競争を制限する目的で他の見積書提出者と見積価格又は見積書提出の意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

3 見積書提出者は、契約の相手方の決定前に、他の見積書提出者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第4条 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を支出負担行為担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書を紙により提出するときは、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記して見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者、又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

（見積書の書き換え等の禁止）

第5条 見積書提出者又はその代理人は、電子入札システムに到達した見積金額その他所定の情報を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

2 見積書を紙により提出する見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効とする見積書の提出）

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

(1) 電子入札システムに到達した見積金額その他所定の情報が確認できない見積書又は記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出

(2) 見積書を紙により提出する場合において、見積書の記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出

- (3) 見積書を紙により提出する場合において、記名がない見積書の提出
- (4) 見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- (6) 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- (7) 郵便等による見積書の提出で所定の日時までに到着しなかったもの
- (8) 無権代理人の見積書の提出
- (9) 見積書の提出に関し不正の行為があった者の見積書の提出（当該行為が契約締結前に明らかとなつたものに限る。）
- (10) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

（契約の相手方の決定）

第7条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者を、原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、電子入札システムが備える電子くじ機能によるくじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。

3 契約の相手方の決定は、電子入札システム上において行い、見積書を微取した結果を電子入札システムで公開しますので、見積書開封日時には必ず自己の使用に係る電子計算機で確認できるよう待機してください。

また、見積書を紙により提出する見積書提出者又はその代理人に対しては、その場で見積書を微取した結果をお知らせします。

4 見積書を微取した結果、相手方を決定するに至らない場合は、直ちに見積書提出者から再度見積書を微取します。

5 再度見積書を微取する場合にあっては、その旨を電子入札システムによりお知らせします。

また、見積書を紙により提出する見積書提出者又はその代理人に対しては、その場で再度見積書を微取する旨をお知らせします。

（契約の締結）

第8条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、契約の相手方として決定された日から7日以内に次の各号により契約を締結しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

2 入札参加者又はその代理人は、落札者となった場合に希望する契約方法を、支出負担行為担当者が指定する様式により、別途指示する時期までに申し出を行ってください。

（北海道議会の議決事件）

第9条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、契約の相手方を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。

2 契約の相手方の決定から本契約の締結までの間に、契約の相手方として決定された者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、当該者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

（契約の相手方として決定された者と契約の締結を行わない場合）

第10条 契約の相手方として決定された者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を必要とする契約であって、契約の相手方の決定から契約を締結するまでの間に契約の相手方として決定された者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この

場合において、当該者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(契約保証金等)

第11条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約の始期から履行期限までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、契約の履行期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(見積合わせの取りやめ等)

第12条 支出負担行為担当者が見積合わせを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるとときは、見積合わせを延期し、又は取りやめることができます。

2 電子入札システムに予期せぬ障害が発生したときは、見積合わせの執行を延期し、又は中止することができます。

(見積書提出の辞退)

第13条 見積書提出について通知を受けた者は、見積書提出の期限までの間、いつでも見積書の提出を辞退することができます。

2 見積書提出について通知を受けた者は、見積書の提出を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 見積書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、システム障害等のために電子入札システムを利用できないときには、電話等により支出負担行為担当者に申し出ること。

(2) 見積書を紙により提出する見積書提出者が辞退するときには、次の各号に掲げるところにより申し出ること。

ア 見積合わせ執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

イ 見積合わせ執行中にあっては、その旨を口頭により見積り合わせを執行する者に連絡すること。

3 前項により見積合わせの参加を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第14条 見積書の提出に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。